

随意契約理由書

件名	スズメバチ及び営巣駆除等業務委託（単価契約）
契約の相手方	一般社団法人大阪府ペストコントロール協会 （大阪市中央区常磐町2丁目1番15号）
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>本業務はスズメバチ等の駆除にあたり、薬剤散布方法等に係る高度で専門的な技術・安全対策、緊急対応が求められる業務です。</p> <p>一般社団法人大阪府ペストコントロール協会は、近隣自治体での実績があり、安全対策の実施や高度な専門的技術を保有し、緊急対応が可能で仕様を満たす事業者は、当該協会以外には存在しないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、一般社団法人大阪府ペストコントロール協会との随意契約を締結するものがあります。</p>
備考	大阪府ペストコントロール協会の近隣自治体での実績 堺市・泉佐野市・島本町（以前は吹田市）